

期限付臨時職員等に係る通勤割増賃金等の加給について

(昭和55年3月31日岩警発第168号警察本部長)

〔沿革〕昭和56年3月岩警発第215号、～中略～、平成8年9月第58号、15年3月岩警第366号、18年3月岩警第238号改正、23年3月岩警第340号改正

各 部 長
各 所 属 長

臨時的任用職員人事事務取扱要領(昭和45年7月27日付岩警発第373号。以下「臨職要領」という。)第4第6項の規定に基づく期限付臨時職員に加給する通勤割増賃金及び岩手県警察非常勤職員人事事務取扱要領(昭和49年11月20日付岩警発第640号。以下「非常勤要領」という。)第6第1項第7号の規定に基づく非常勤専門職員及び非常勤再雇用職員に加給する通勤割増報酬の取扱いを昭和55年4月1日以降次により行うこととしたので事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 対象職員

臨時的任用職員のうち期限付臨時職員並びに非常勤職員のうち非常勤専門職員、非常勤再雇用職員及び育児休業代替非常勤職員(当該育児休業非常勤職員が非常勤専門職員であつた職員に限る。)で、次の各号の一に該当する職員

- (1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員(交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
- (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が2キロメートル未満であるものを除く。)
- (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 加給の方法

(1) 通勤割増賃金

通勤割増賃金は、通勤の実態に応じ臨職要領第4第3項及び第4項の規定により決定したとした場合の賃金日額に加算して支給する。

(2) 通勤割増報酬

通勤割増報酬は、通勤の実態に応じ非常勤要領第6第1項第1号又は第2号の規定により決定したとした場合の報酬月額に加算して支給する。

3 加算額

(1) 通勤割増賃金

ア 交通機関を利用する職員

加算額は、運賃の負担額に応じ次により算出して得た額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)のいずれか低廉となる額(その額が640円を超えるときは、640円)とする。

(ア) 通用期間1箇月の定期券の価額 $\times 1 / 21 =$ 通勤割増賃金の額

(イ) 11枚綴回数券の価額 $\times 1 / 11 \times 2 =$ 通勤割増賃金の額

(ウ) (プリペイドカードの価額) \div (プリペイドカードにより運賃の支払ができる金額) $\times 1$ 回当たりの現金支払額 $\times 2 =$ 通勤割増賃金の額

なお、プリペイドカードの券種は、現金払いによる通勤21回分の運賃総額の範

圏内で、その購入に要する金額は最も高額なものとする。

イ 自動車等を使用する職員

加給額は、通勤距離に応じ、次に掲げる額とする。

- | | |
|--------------------------|------|
| (ア) 片道4キロメートル未満 | 100円 |
| (イ) 片道4キロメートル以上6キロメートル未満 | 160円 |
| (ウ) 片道6キロメートル以上8キロメートル未満 | 220円 |
| (エ) 片道8キロメートル以上 | 270円 |

ウ 交通機関及び自動車等を併用する職員

加給額は、通勤の実態に応じ、次に掲げる額とする。

- (ア) 自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及びその距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 ア及びイの規定により算定される額の合算額（その額が640円を超えるときは、640円）
- (イ) 自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満である職員（(ア)に掲げる職員を除く。） アの規定により算出される額
- (ウ) 交通機関の利用に係る運賃相当額が、イの規定を適用した場合における額未満である職員（(ア)に掲げる職員を除く。） イの規定により算出される額

(2) 通勤割増報酬

ア 交通機関を利用する職員

加給額は、運賃負担額に応じ次により算出して得た額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と通用期間1箇月の定期券の価額とのいずれか低廉となる額（その額が11,600円を超えるときは11,600円）とする。

- (ア) $11 \text{枚綴回数券の価額} \times 1 / 11 \times \text{当該職員の週所定勤務日数} \times 8 = \text{通勤割増報酬の額}$
- (イ) $(\text{プリペイドカードの価額}) \div (\text{プリペイドカードにより運賃の支払ができる金額}) \times 1 \text{回当たりの現金支払額} \times \text{当該職員の週所定勤務日数} \times 8 = \text{通勤割増報酬の額}$

なお、プリペイドカードの券種は、現金払いによる当該職員の週所定勤務日数×8回分の運賃総額の範囲内で、その購入に要する金額が最も高額なものとする。

イ 自動車等を使用する職員

加給額は、通勤距離に応じ、次により算出して得た額（その額が5,400円を超えるときは5,400円）とする。

前号イの規定を準用して得られる支給額×当該職員の週所定勤務日数×4 = 通勤割増報酬の額

ウ 交通機関及び自動車等を併用する職員

加給額は、通勤の実態に応じ、次に掲げる額とする。

- (ア) 自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及びその距離が片道2キロメートル未満であるが自動車を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 ア及びイの規定により算定される額の合算額（その額が11,600円を超えるときは11,600円）
- (イ) 自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満である職員（(ア)に掲げる職員を除く。） アの規定により算定される額
- (ウ) 交通機関の利用に係る運賃相当額が、イの規定を適用した場合における額未満である職員（(ア)に掲げる職員を除く。） イの規定により算定される額

4 届出

- (1) 第1項の規定に該当する職員（以下「職員」という。）は、通勤実情届（別紙様式第1号）によりその通勤の実情を所属長に届け出なければならない。また、当該職員が、その住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する額に変更があった場合も同様とする。
- (2) 職員は、前号の変更により、第1項の職員でなくなった場合には、受給用件喪失届

(別紙様式第2号)により速やかに所属長に届け出なければならない。

5 確認及び決定等

- (1) 所属長は、職員から前項第1号の届出があったときは、一般職の常勤の職員(以下「一般職員」という。)の例により、その届出に係る事実の確認を行い、通勤割増賃金又は通勤割増報酬(以下「割増賃金等」という。)の加給額を決定し、又は改定しなければならない。
- (2) 第3項に規定する運賃の負担額の算出の基準及び事後の確認については、一般職員の例による。ただし、例により難しいものについては、この限りでない。

6 支給の始期及び終期

割増賃金等の加給は、第1項の職員たる用件を具備した日から開始し、同項の職員たる用件を欠くに至った日をもって終わる。したがって、通勤割増報酬については、職員が月の途中で採用され、又は退職し、その他月の末日まで支給するとき以外のときは、通勤の実態に応じ、日割計算により加給するものである。

7 勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎等

割増賃金等は、それが通勤費に相当するものとして加給されることから、臨職要領第4第8項に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎及び非常勤要領第6第2項に規定する給与の減額の場合における時間割計算の基礎となる給与には含めないものとする。

なお、有給休暇及び無休休暇その他の事由により1日の勤務時間の全時間を勤務しない場合の割増賃金等の取扱いは、次により行うものとする。この場合において、休日(職員の勤務時間、休日及び休暇にかんする条例(平成6年岩手県条例第57号。以下この項において「条例」という。)第10条に規定する休日をいう。)及び休日の代休日(条例第11条に規定する休日の代休日をいう。)については、1の月の全日数を勤務しない場合を除き勤務したものとみなして取り扱うものとする。

(1) 通勤割増賃金

1日の勤務時間の全時間を勤務しない場合は、通勤割増賃金の加給は行わない。したがって、1日の勤務時間の一部でも勤務した場合は、その1日分を加給する。

(2) 通勤割増報酬

1日の勤務時間の全時間を勤務しない日については、当該勤務しない日数に応じ、日割計算により減額して得た額を加給する。したがって、1日の勤務時間の一部でも勤務した場合は、減額を行わない。

8 出張期間における取扱い

旅行命令を発した場合における割増賃金等の加給は、出張期間及びその前後における通勤の実態に応じて加給するものであること。この場合において、在勤地を基にして旅行する場合は、次のとおり在勤地までの往復に要する割増賃金等を加給するものであること。

(1) 通勤割増賃金

ア 日帰り出張の場合

1日分の通勤割増賃金の額

イ 1泊2日の出張の場合

(ア) 出張初日 1日分の通勤割増賃金の1/2の額

(イ) 出張2日目 1日分の通勤割増賃金の1/2の額

ウ 2泊以上の出張の場合

(ア) 出張初日 1日分の通勤割増賃金の1/2の額

(イ) 2日目以降最終日の前日までの期間 通勤割増賃金の加給は行わない。

(ウ) 出張最終日 1日分の通勤割増賃金の1/2の額

なお、「居住地発 - 目的地 - 帰庁」及び「発庁 - 目的地 - 居住地着」の場合は1日分の通勤割増賃金の1/2の額を加給するものとし、「居住地 - 目的地 - 居住地着」の場合は、加給は行わない。

(2) 通勤割増報酬

次により1日当たりの通勤割増報酬の額を算出の上、前号と同様の方法により算出して得た額を通勤割増報酬の月額から減額して得た額を加給する。

9 非常勤職員のうち報酬が日額で定められている者に係る通勤割増報酬の取扱いについては、通勤割増賃金の例によるものとする。この場合において、加給額の算出については第3項第1号イの例によるものとする。

10 所得税法上の取扱い

割増賃金等については、所得税法（昭和40年法律第33号）第9条第1項第5号及び所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第20条の2の規定により、一般職員の同様に非課税として取り扱って差し支えない。

11 各種保険料の取扱い

割増賃金等の額は、臨職要領第10第3項及び非常勤要領第21に規定する各種保険の保険料の算出の基礎に含まれるものである。